

# 無登録で金融商品取引業を行う者への対応等について

---

2023年12月26日  
金融庁 監督局 証券課

## 無登録業者に対する警告書の発出・公表（概要）

- 金融庁（財務局）では、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針に基づき、
  - ① 無登録業者に対し、違法な営業行為を直ちにやめるよう求める**警告書を発出し**、
  - ② 投資者等への注意喚起のため、**警告書を発出した事実等を金融庁ウェブサイト**で公表するとともに、
  - ③ **捜査当局との間で**、警告書を発出した無登録業者の**情報を共有**するなど、無登録業者による被害の拡大防止を図るための取組みを推進。

### 【金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 II - 1 - 4】

(4) 無登録業者等に係る対応について

② **無登録で金融商品取引業を行っているおそれが認められた場合**

直接受理した情報や金融庁・他局から提供された情報等により、業者名及び連絡先が判明しており、かつ、営業実態もある程度判明している業者については、直接、当該業者に電話する等の方法により実態把握に努め、その結果、当該業者が無登録で金融商品取引業を行っているおそれがあると認められた場合…には、別紙様式 II - 5 による文書の発出を行い、次により対応する。

□ **無登録に至った原因に故意性・悪質性があると認められる場合、その他投資者保護上必要と認められる場合には、捜査当局に連絡するとともに、かかる行為を直ちに止めよう別紙様式 II - 4 により文書による警告を行う。**…

ハ 無登録で金融商品取引業を行っているとは認められないものの、**金融商品取引業を行う旨の表示又は金融商品取引業を行うことを目的として金融商品取引契約の締結について勧誘を行っている**と認められる場合は、別紙様式 II - 4 に代えて、別紙様式 II - 13 により、**警告を行う**こととする。

④ **公表等**

「警告」、「告発」の措置をとった場合は、これらの措置の対象となった業者の商号、名称又は氏名…、所在地又は住所…及び無登録で行っていた金融商品取引業の内容等について、ホームページで公表を行うとともに、「管理台帳」及び「警告文書」等の写しを速やかに金融庁長官へ送付する。報告を受けた**金融庁においては、公表を行った業者をリスト化し、金融庁ホームページで公表を行う**ものとする。

なお、警告の対象となった業者の所在地が虚偽であることが明らかな場合や、業者の所在地が不明な場合等、警告書の交付が困難な場合には、警告書の発出を行うことなく上記の公表等を行うものとする。

## 無登録業者に対する警告書の発出・公表（警告書の発出①）

- 金融庁（財務局）では、投資者からの情報提供等により無登録業者に関する情報を把握。
- これらの業者について実態把握（電話連絡、照会書の発出等）を行った上で、無登録業者と認められる場合には、無登録で行っている行為を直ちに止めよう警告書を発出し（※）、併せて捜査当局へ情報提供。

（※）金融商品取引業を行っていると思われる場合には別紙様式Ⅱ－４、金融商品取引業を行っていないとまでは認められないものの、金融商品取引業を行う旨の表示又は金融商品取引業を行うことを目的として金融商品取引契約の締結について勧誘を行っていると思われる場合には別紙様式Ⅱ－１３の警告書を発出。

（別紙様式Ⅱ－４）

（日本産業規格 A 4）

無登録で金融商品取引業を行っている者に対する警告書（案）

〇〇商事株式会社  
代表取締役社長 〇〇〇〇 殿

〇〇財務（支）局長

金融商品取引法第29条の規定により、金融商品取引業は内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができないこととなっております。

今般、当局が調査しましたところ、貴社の行為は金融商品取引業に該当していると認められますので、直ちに当該行為を取り止めるよう警告します。

つきましては、貴社における是正措置予定を〇〇〇年〇月〇日までに書面によりご回答願います。

なお、期限までに回答がなされない場合若しくは当局の警告に応じられない場合は、しかるべき措置をとることとしますので、念のため申し添えます。

（別紙様式Ⅱ－13）

（日本産業規格 A 4）

法令の規定により金融商品取引業を行うことができる者ではないにもかかわらず、金融商品取引業を行う旨の表示等を行う者に対する警告書（案）

〇〇商事株式会社  
代表取締役社長 〇〇〇〇 殿

〇〇財務（支）局長

金融商品取引業者等、金融商品仲介業者その他の法令の規定により金融商品取引業を行うことができる者以外の者が、金融商品取引業を行う旨の表示をすることや、金融商品取引業を行うことを目的として金融商品取引契約の締結について勧誘することは、金融商品取引法第31条の3の2の規定により禁止されております。

今般、当局が調査しましたところ、貴社の行為は当該規定に違反していると認められますので、直ちに当該行為を取り止めるよう警告します。

つきましては、貴社における是正措置予定を〇〇〇年〇月〇日までに書面によりご回答願います。

なお、期限までに回答がなされない場合若しくは当局の警告に応じられない場合は、しかるべき措置をとることとしますので、念のため申し添えます。

## 無登録業者に対する警告書の発出・公表（警告書の発出②）

- 令和4年度は28件（国内8件、海外20件<sup>(※)</sup>）、令和5年度は11月末時点で22件（国内6件、海外16件）の警告を実施

(※) 海外業者であっても、日本の居住者を相手方として金融商品取引業を行う場合には登録が必要であるため、海外の無登録業者に対しても警告を実施している。

### 【警告書の発出状況】

	R元年度	2年度	3年度	4年度	5年度 (11月末)	総件数
警告業者(国内)	7	9	5	8	6	35
警告業者(海外)	35	9	12	20	16	92
合計	42	18	17	28	22	127

# 無登録業者に対する警告書の発出・公表（金融庁ホームページへの公表等）

- 警告書の発出に併せ（※）、金融庁ホームページで警告業者リストを公表するとともに、公式X（旧Twitter）に投稿。

（※）業者の所在地が不明である場合等は警告書の交付を行うことなく、金融庁ホームページでの公表等を実施。

## 【警告業者リストの公表】

ホーム > 金融庁からのお問い合わせ・注意喚起 > 詐欺的な勧誘勧誘等にご注意ください！

Tweet

令和5年10月25日更新  
金融庁

### 無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について（HTML版）

パソコンで業者名等を検索する場合は、検索機能（「Ctrl」キーと「F」キーを同時に押すと開きます）をご利用ください。

スマートフォンで業者名等を検索する場合は、ブラウザのページ内検索機能をご利用ください。

※「警告書の発出を行った無登録業者」、「警告書の発出を行った無登録の海外所在業者」を集約したのですが、所在地又は住所の記載は省略しています。所在地等を確認したい場合は、PDFファイル又はエクセルファイルでご確認ください。なお、所在地等が不明の業者については、「国内所在」として区分しております。

商号、名称又は氏名等	金融商品取引業の内容等	備考	掲載時期	国内／海外所在の別
JustforexGO	インターネットを通じて、店頭デリバティブ取引の勧誘を行っていたもの	当該業者が提供するサービス名称は「JustforexGO」であり、令和2年2月14日付で警告した「JF Global Limited」が提供していたサービスの名称「Justforex」と類似している。	令和5年10月	国内
sixamo Group Limited	インターネットを通じて、店頭デリバティブ取引の勧誘を行っていたもの	当該業者が提供するサービスの名称は「sixamo FX」である。	令和5年10月	海外

## 【公式Xへの投稿】



金融庁金融トラブル注意喚起情報  
@fsa\_attention

「無登録で金融商品取引業を行う者の名称等」を更新しました。  
#無登録 で #店頭デリバティブ取引 を行う業者と取引し、出金できなくなるなどの事例もありますのでご注意ください。  
[fsa.go.jp/ordinary/chuui...](https://fsa.go.jp/ordinary/chuui...)  
#Justforex #sixamo #FX #AmazingTick #Rupex\_Limited

無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について  
(Names, etc. of Persons who Conduct Financial Instruments Business without Registration)

商号、名称又は氏名等 (Trade Name or Name, etc.)	所在地又は住所 (Location or Office or Address)	金融商品取引業の内容等 (Content of Financial Instruments Business)	備考 (Notes)	掲載時期 (Timeline)
JustforexGO	不明	インターネットを通じて、店頭デリバティブ取引の勧誘を行っていたもの	当該業者が提供するサービス名称は「JustforexGO」であり、令和2年2月14日付で警告した「JF Global Limited」が提供していたサービスの名称「Justforex」と類似している。	令和5年10月
sixamo Group Limited	9-2, Main office Tower, FPL Jalan Merdeka, 81000 Labuan Federal Territory, Malaysia	インターネットを通じて、店頭デリバティブ取引の勧誘を行っていたもの	当該業者が提供するサービスの名称は「sixamo FX」である。	令和5年10月
Rupex Limited	Suite 305, Griffith Corporate Centre, P. O. Box 1210, Broadmont 8, Singapore, 12 Vivoxat and the Grandmires.	インターネットを通じて、店頭デリバティブ取引の勧誘を行っていたもの	当該業者が提供するサービスの名称は「AmazingTick」である。	令和5年10月

午後1:49 · 2023年10月25日 · 2,526 件の表示



13

14

3



## 無登録業者等に関するその他の取組み（無登録業者との取引を推奨する投稿への対応等）

- XなどのSNS上には、過去に警告書を発出した業者との取引を推奨するような投稿も存在。これらの投稿を見た投資者等が、無登録業者であることを認識しないまま、取引を行ってしまう可能性。
- こうした投稿に対し、金融庁の公式アカウントから「紹介されている業者は警告済業者である」旨の返信投稿を行うことで、投資者等へ注意を促している。

（投稿イメージ）



海外FXオススメ情報 @XXX

●●FXでキャンペーン実施中！  
新規口座開設で〇円プレゼント！

詳しくはこちら  
<http://XXXX>…

午後X:XX X年X月X日 XX件の表示



金融庁金融トラブル注意喚起情報 @fsa\_attention

こちらは金融庁です。●●FXを提供する業者は、×年×月に、無登録で金融商品取引業等を行う者として警告していますので、取引しないようご注意ください。

なお、この投稿は一般的な注意喚起であり、返信先アカウントが無登録で金融商品取引業等を行う者であることを意味するものではありません。



# 無登録業者等に関するその他の取組み（投資勧誘等に関する注意喚起）

- その他個別のトピックに関し、金融庁ホームページで投資者等向けの注意喚起を行っている。

R5.1.6 SNSやマッチングアプリ等で知り合った者からの投資勧誘等にご注意ください！～趣味の話題から投資勧誘へ・・・～

R5.4.4 「FX取引・暗号資産投資の勧誘」にご注意！！

R5.6.30 無登録業者との取引は要注意！！～無登録業者との取引は高リスク～

## 【注意喚起の例】

令和5年4月4日  
金融庁

「FX取引・暗号資産投資の勧誘」にご注意！！

FX・バイナリーオプション・暗号資産取引等について、勧誘を要請していない顧客に勧誘を行うことは原則禁止されています！！

### あなたが望んでいない勧誘、それは詐欺かも！？

「セミナーで勉強すれば、勝てるようになる」「自動売買ソフトを使えば、なにもしなくても儲かる」などと言つて、FX・バイナリーオプション・暗号資産等への投資を一方的に勧めてくるケースが以前より発生しています。特に、SNSで知り合った方からの投資勧誘に応じて投資した方からの相談が多く寄せられています。

また、それが友人・知人からの勧誘・紹介であったとしても、取引する業者が日本で登録を受けていない違法な業者であったり、詐欺等をしているおそれもあります。そして、取引をした結果、投資したお金が引き出せない、出金の際に税金等の名目で高額な金銭を要求される、紹介者や業者と連絡が取れなくなるといったトラブルに巻き込まれたりするケースが生じています。

### 取引はグローバル！！でも業者はどこにいる？

このような勧誘による取引は、日本の法令に基づく登録等がない海外のFX業者や暗号資産取引所等を利用しているケースが多いです。そのため、上記のようなトラブルに巻き込まれたとしても、海外の業者であることから、損害賠償請求を海外の裁判所等に行うことになるほか、そもそも取引していた業者が存在していなかった等、被害回復が困難となる場合が多く、泣き喚入りになってしまうおそれがあります。

令和5年6月30日  
金融庁

無登録業者との取引は要注意！！  
～ 無登録業者との取引は高リスク ～

### 登録を受けていない（無登録）ということとは？

日本の居住者を相手に、株取引やFX取引、暗号資産取引などの金融商品取引業・暗号資産交換業を行う者は、日本の法令に基づき、登録を受ける必要があります。

登録にあたっては、虚偽表示や誇大広告の禁止や投資者等から預かった資産の分別管理、トラブル時の対応窓口の設置、システムの安全稼働のための管理など、投資者等の保護のための態勢を整備することが求められます。

登録を受けていない「無登録業者」は、投資者等の保護のための態勢が確保されているか当局では確認できず、登録を受けている業者と同等の態勢が整っていない可能性が高いと考えられます。また、預けた資金を出金しようとしたときに、これまで出金ができていたにもかかわらず、出金の拒否や法外な出金手数料を請求されたりするほか、これまで連絡が取れていたのに急に連絡が取れなくなるなどといったトラブルに遭ったという声が多く寄せられています。

### 日本の登録業者ですか？警告されていませんか？確認しましょう！

日本で登録を受けずに金融商品取引業や暗号資産交換業を行うことは違法です。金融庁では、登録を受けている業者の一覧を公表していますので、皆さんが取引を行う際は、以下から登録を受けているかご確認ください。

金融商品取引業の登録を受けている業者一覧は [こちら](#)  
暗号資産交換業の登録を受けている業者一覧は [こちら](#)

# 証券会社等を騙る偽広告等に関する注意喚起

- SNSやSMSを中心に、証券会社等を騙った偽広告等の存在が確認されている。  
(典型的な内容は、実在する証券会社等の名称を使用し、「今後高騰する株式銘柄の情報を入手できる」等と持ち掛け、リンク先へのアクセスやLINEアカウントの追加等を求めた上で、投資勧誘や金銭の支払いを誘導するといったもの。)
- 日本証券業協会より当庁に対して、こうした偽広告等について連携して注意喚起を行えないかとの話があったことから、当庁ウェブサイトにて注意喚起を行った。

## 【金融庁ウェブサイトでの掲載場所】

トピックス



重要なお知らせ

新型コロナウイルス  
災害 関連情報

更新情報

**金融庁からのお願い (マネロン対策)  
注意喚起 (詐欺被害やトラブルの防止など)**

更新情報



## 金融庁からのお願い・注意喚起

### 【金融庁からのお願い】

- ▶ [金融機関のマネロン対策にご協力ください](#)

### 【金融庁や銀行などを騙る詐欺に関する注意喚起】

- ▶ [証券会社や日本証券業協会を騙ったSNS上の偽広告等に注意!](#)
- ▶ [金融庁を騙った電子メールや動画にご注意ください](#)

## 【偽広告等に関する注意喚起ページ】

令和5年11月13日  
金融庁

証券会社や日本証券業協会を騙ったSNS上の偽広告等に注意!

少しでも怪しいと思った場合は、証券会社に確認を!

### 1. 偽広告等の主な手口

最近、SNSやSMSを中心に、証券会社や日本証券業協会を騙った偽広告等の存在が確認されています。  
偽広告等の主な内容は、実在する証券会社の名称等を使用し、「今後高騰する株式銘柄情報を入手できる」、「投資に関する書籍や資料をプレゼントする」といったものであり、これらの情報等を入手するため、リンク先へのアクセスやLINEアカウントの追加等を求めた上で、投資勧誘を行ったり、金銭の支払いの話を持ちかけたりするケースが確認されています。

### 2. 怪しいと思った場合の対応方法

少しでも怪しいと思った場合には、**絶対に入金を行わずにすぐにやり取りを中断して、以下のような方法で証券会社へご確認ください。**

- 証券会社の公式ホームページに記載されたコールセンター等へ問合せを行う。
  - 証券会社の公式ホームページ等で、注意喚起が行われていないか確認する。
- ※ 証券会社（日本証券業協会会員）のホームページ一覧は[こちら](#)